

JCO事故に関するIAEA専門家チームの暫定報告書の概要

平成11年12月10日
科学技術庁

1. 暫定報告書の内容

(1) 本暫定報告書は、我が国が来日中の専門家チームに提供した情報や、現地において専門家チームが独自に行った放射線測定結果を基に、

- ・事故の経緯
- ・環境モニタリング結果
- ・緊急時対応措置
- ・被ばく線量
- ・被ばく者の治療状況

等について、事実関係を記述するとともに、当該専門家チームによる暫定的な結論を示している。

(2) なお、報告書緒言において、

- ・本事故は国境を越える影響がないことから早期通報条約上の措置は発動されなかった。
- ・本事故がチェルノブイル事故のような環境の広域汚染をもたらすものでは無かったことは明白である
- ・本事故に関し、IAEAは日本政府の要請があれば、国際的ピア・レビューを調整する用意がある。

などを言及している。

2. 報告書に示された暫定的な結論

- ・事故は、ヒューマンエラー及び安全原則の重大な違反が相まって発生した。
- ・事故は、有意な放射性物質の飛散につながる事故ではなかったため、汚染事故ではなく、本質的に照射事故である。
- ・臨界が始まった後の20余時間の間、放射線が転換試験棟で生成し、離れた距離においても、それが計測されたが、建屋から放出されたのは、微量の希ガスと気体状のヨウ素のみであった。臨界が終了し、遮へい実施後は、敷地の外側の放射線レベルは通常に戻った。

- ・事故直後、周辺で微量の放射性核種が検出されたが、検知された核種の半減期は短く、この事故による残留汚染はない。このような微量の放射性物質は、地域住民や彼らの子孫の健康や環境条件に対する放射線による影響を及ぼすことはない。
- ・この地域の生産物は、普通であり、完全に安全である。本チームが測定した住居地域の放射線レベルは、通常のバックグラウンドレベルであった。
- ・事故によって、この地域の産業及び農業が間接的に損害を受けていると報告されているが、これは、被ばくが限られており、放射性の残留物が無いにもかかわらず、多くの人々が、本事故を汚染を伴う事故であると考えているからである。
- ・事故は、3名の過度に被ばくした作業者の健康への影響の観点から重大であった。また、JCO施設の規制体系、安全審査手続き、セーフティーカルチャーにも密接に関連する。
- ・日本において、事故調査中であり、調査が進むとともに、暫定的な情報の多くは修正されるであろう。例えば、転換試験棟への入室と沈殿槽内からの適切なサンプル採取が可能になれば、核分裂生成割合のより良い推定が可能になる。これにより、被ばくした作業員や住民の線量の再評価が可能になるであろう。さらに、事故の詳細な要因調査には時間を要するであろう。
- ・事故の全ての状況に関する幅広い調査が必要であろう。それは、以下に関連する検討を含む。
 - (a) 詳細な時系列を含む事故そのものと、事故の影響に関する検討
 - (b) 安全に関連する設計、管理及び作業上の事項を含む、JCO施設に関する検討
 - (c) 許認可及び検査を含む、規制に関する検討
 - (d) 緊急事態への準備及び対応
 - (e) 過度に被ばくした3名の患者の医療に関する検討